

平成 年度 市民税・県民税 課税明細書				住所コード	基本コード	世帯コード
総合課税 所得金額	営業等			通知書番号	市民税	県民税
	農業					
	不動産			税額控除前所得割		
	利子			調整控除		
	配当			配当控除		
	給(収入)			寄附金税額控除		
	所得			外国税額控除・調整額		
	公的(収入)			配当割・譲渡所得割額の控除		
	年金等所得			所得割		
	その他雑			均等割		
総合譲渡一時所得金額			年税額			
総所得金額			減免額			
所得割課税			給与から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額			
分限課税			公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額			
合計所得金額			普通徴収の方法によって徴収する税の合計額			
繰越損失			所得割控除不足配当割額・株式等譲渡所得割額控除額			
総所得金額等						

所得金額 - 所得控除 = 課税標準額

課税標準額 × 10%(税率) = 税額控除前所得割額

税額控除前所得割額 - 税額控除額 = 所得割額

所得割額 + 均等割額 = 年税額

※収入と所得の概念は違います

例えば営業をしている人であれば、売上げが収入に該当します。収入から商品の仕入れや従業員の給与など収入を得るためにかかった必要経費を差し引いた利益が所得となります。

なお、給与収入がある人や年金収入がある人は必要経費を明確に求めることができません。そのため、それぞれの収入金額に応じた給与所得控除や年金所得控除を経費として差し引き、所得金額を計算しています。

給与所得や年金所得の計算方法は「給与所得・公的年金所得の求め方

(<http://www.city.tochigi.lg.jp/hp/menu000018000/hpg000017862.htm>)」のページをご参照ください。

所得控除

所得 控 除	雑損						
	医療費						
	社保料・小企共済						
	生命保険料						
	地震保険料						
	障害者・寡婦・勤労学生						
	配偶者・配偶者特別						
	扶養						
	基礎						
	合計						

課税 標準 額	総所得・山林・退職				
	分離短期譲渡				
	分離長期譲渡				
	株式等譲渡・配当等・売却				

控 除 対 象	扶養	扶障	未 成 年	本 人 障 害	寡 婦	寡 夫	勤 学
	有 無	特 定 老 人 内	其 他 内	特 別 通 常	一 般	特 別	夫 学

雑損・・・雑損控除額を表示。

医療費・・・医療費控除額を表示。

社会保険料・・・社会保険料控除額を表示。

小規模企業共済・・・小規模企業共済等掛金控除額を表示。

生命保険料・・・生命保険料控除額を表示。

地震保険料・・・地震保険料控除額を表示。

障害者・寡婦・勤労学生・・・障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除額を表示。

配偶者・配偶者特別・・・配偶者控除、配偶者特別控除額を表示。

扶養・・・扶養控除額を表示。

基礎・・・基礎控除額を表示。

控除の有無・・・控除対象配偶者が、いる場合「有」、いない場合「無」、老人控除の場合は「老」と表示。

扶養特定・・・特定扶養親族の人数を表示。

扶養老人・・・老人扶養親族の人数を表示(内は同居老親等の人数を表示)。

扶養16歳未満・・・16歳未満の扶養親族の人数を表示。

扶養その他・・・一般扶養親族の人数を表示。

扶障特別・・・特別障害者の人数を表示(内は同居特別障害者の人数を表示)。

扶障普通・・・普通障害者の人数を表示。

未成年・・・本人が未成年の場合 * を表示。

本人障害・・・本人が特別障害者の場合「特」、普通障害者の場合「普」を表示。

寡婦一般・・・該当の場合 * を表示。

寡婦特別・・・該当の場合 * を表示。

寡夫・・・該当の場合 * を表示。

勤学・・・勤労学生控除に該当する場合、* を表示。

詳細は納税通知書2ページ裏面または「個人市民税・県民税の計算方法

(<http://www.city.tochigi.lg.jp/hp/menu000018000/hpg000017791.htm>)」のページをご参照ください。

税額控除

住所コード	基本コード	世帯コード
通知書番号		
	市民税	県民税
税額控除前所得割		
調整控除		
配当控除		
住宅購入金等特別税額控除		
寄附金税額控除		
外国税額控除・調整額		
配当割・譲渡所得割額の控除		
所得割		
均等割		
年 税 額		
減 免 額		
給与から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額		
公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額		
普通徴収の方法によって徴収する税の合計額		
所得割控除不足配当割額・株式等譲渡所得割額控除額		

税額控除は、課税標準額に税率をかけた金額から、差し引きます。

調整控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除額を表示しています。

詳細は納税通知書3ページ裏面または「住宅借入金特別控除

(<http://www.city.tochigi.lg.jp/hp/menu000007000/hpg000017871.htm>)」のページ「ふるさと納税・その他寄附をしたときの控除

(<http://www.city.tochigi.lg.jp/hp/menu000018000/hpg000017864.htm>)」のページをご参照ください。